

## 令和6年度鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金募集要項

### 1 趣旨

鹿児島市の産業振興を図るため、起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に要する経費の一部を助成します。

### 2 補助対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人とします。

- ・鹿児島市新産業創出研究会に設置するヘルスケア産業部会又は新事業展開部会の会員（※）
- ・本市に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人
- ・納期の到来している鹿児島市税に滞納がない者
- ・鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第3条第2項（暴力団及び暴力団員の排除に関する規定）に該当していない者

※部会（会費無料）への入会申込は随時受け付けていますので、未加入の方は、補助金の申請と併せてお申込みください。

### 3 補助対象事業

#### (1) 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、次のいずれかの事業を実施するために行う購入型クラウドファンディング又は寄附型クラウドファンディングとします。

- ・起業して行う事業
- ・新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- ・新たな事業分野への展開を行う事業
- ・その他市長が認める事業

ただし、次のいずれかに該当する事業を実施するために行うクラウドファンディングは対象外とします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項、同条第5項、同条第11項及び同条第13項に該当する事業
- ・政治性若しくは宗教性がある事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

#### (2) 対象となるクラウドファンディング運営事業者

補助金の対象となるクラウドファンディングは、次の要件を満たすクラウドファンディング運営事業者を活用したものとします。

- ・設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者
- ・申請時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者

#### 4 募集期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和7年1月31日（金曜日）までの期間内で、随時、受け付けます。ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。

直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、「12 補助金に関するお問い合わせ・申請先」へ提出してください。郵送の場合は、簡易書留で「12 補助金に関するお問い合わせ・申請先」へお送りください（令和7年1月31日（金曜日）必着）。

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、クラウドファンディングに係る経費のうち、次に掲げるものとします。ただし、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が確定している場合は補助対象外とします。

- ・クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料
- ・プロジェクトページの制作委託費用
- ・プロジェクトの宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用
- ・プロジェクトの広告費
- ・その他市長が必要と認める費用

#### 6 補助額及び補助率

##### (1) 補助額

1件あたり10万円を限度とします。

- ・消費税等の租税公課は補助対象となりません。
- ・補助金額の算出において、1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- ・補助率、補助上限額を超える部分は、申請者の負担となります。
- ・同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、1回に限ります。

##### (2) 補助率

補助対象経費の金額の2分の1以内とします。

ただし、プロジェクトが次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象経費の金額の3分の2以内とします。

- ・大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人又は国立研究開発法人のいずれかと連携した取組
- ・他の会員と連携した取組

## 7 募集件数

6件程度

## 8 申請方法

「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申請書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。様式は市ホームページからダウンロードしてください。

- ・補助金等交付申請書
- ・クラウドファンディング活用支援補助金応募用紙（様式第1）
- ・クラウドファンディング活用支援補助金事業計画書（様式第2）
- ・鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- ・暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- ・課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- ・法人の場合は法人登記簿謄本（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）、個人の場合は住民票（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
- ・その他市長が必要と認める書類

## 9 申請から補助金の交付までの流れ

手続きの流れは下記の通りです。審査に時間を要しますので、スケジュールに余裕を持ったお手続きをお願いします。別表の事務フローもご確認ください。

### (1) プロジェクトの計画、クラウドファンディング運営事業者による審査

(1)が完了する前でも結構ですので、(2)について、早めにご相談ください。

### (2) 鹿児島市へ申請

申請書類など必要な書類を提出します。

### (3) 審査、補助金交付決定

提出書類に基づき、資格要件や活動内容などを審査します。審査結果は、申請後14日程度で書類にてご案内します。必ずクラウドファンディングを開始する前に交付決定を受けてください。

### (4) クラウドファンディング公開

クラウドファンディングは補助金の交付決定日以降に開始し、令和7年2月末までに完了してください。ただし、クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料を補助対象経費として申請している場合は、令和7年1月末までにプロジェクト等を完了し、下記(5)の期限までに、当該経費の支払いを完了してください。

(5) 交付決定を受けた事業に係る経費の支払い

交付決定日から令和7年3月10日までに支払った経費が対象となります。

(6) 実績報告

実績報告書や支払が確認できる書類等、必要な書類を提出します。

(7) 補助金確定通知

実績報告書などでプロジェクト公開及び資金調達状況等を確認し、補助金確定通知書を送付します。

(8) 補助金の請求、交付

補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

## 10 その他

(1) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくこととなります。

(2) 補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容（ただし、軽微な変更であると認める場合を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

(3) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。

- ・補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
- ・補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
- ・補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ・「2 補助対象者」に規定する補助対象要件を満たさないことが判明したとき。

(4) 補助対象者の決定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

(5) プロジェクトの実施状況について、フォロー調査をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

- (6) 申請内容等が第三者に損害を与えた場合は、申請者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。
- (7) 補助金の交付申請や実績報告に関する手続きについては、「鹿児島市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要領」に規定しています。

## 1.1 株式会社CAMPFIREとの連携協定

本市では株式会社CAMPFIREと「クラウドファンディングを活用した産業振興に関する連携協定」を締結し、新規事業開発に取り組む鹿児島市内の起業家や中小企業等に対し、クラウドファンディングを活用したテストマーケティング・資金調達を支援しています。同社による個別相談を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

<個別相談に関するお問い合わせ>

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設mark MEIZAN

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-15

電話：099-227-1214

WEBサイトでのお問い合わせ：<https://form.run/@markmeizan>

## 1.2 補助金に関するお問い合わせ・申請先

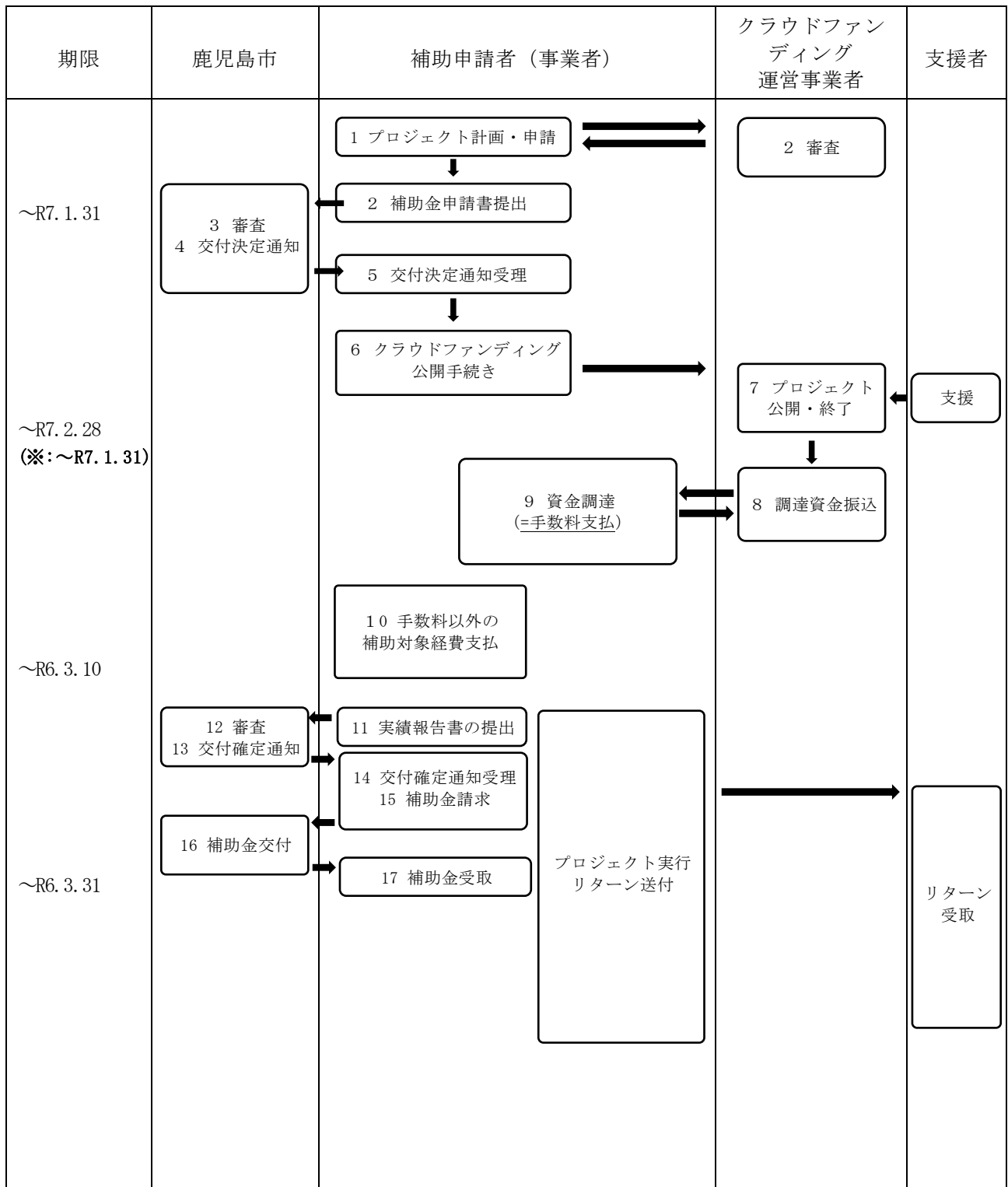
鹿児島市産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

メール：san-sansou@city.kagoshima.lg.jp

別表 事務フロー



※ クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料を補助対象経費として申請している場合